

安佐南防犯組合連合会規則

地域安全推進員運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害の予防、被害拡大防止等について地域住民の防犯意識の高揚と地域安全活動の普及・促進を図るとともに、地域住民とともに地域安全活動を行う地域安全推進員（以下「推進員」という。）の委嘱及びその運営について必要な事項を定め、もって、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(委嘱)

第2条 推進員の委嘱は、次に掲げる者の中から安佐南防犯組合連合会連合会長（以下「連合会長」という。）が安佐南警察署長（以下「警察署長」という。）と協議の上、別記様式第1号による委嘱状を交付して行うものとする。

- (1) 地域安全活動の携わる能力及び意欲のある者
- (2) 地域の自主活動に熱心な者
- (3) 町内会、自治会、学区の役員
- (4) 青少年でボランティア活動に意欲のある者
- (5) 地域安全活動に理解が深く、活動的な各界指導者

2 推進員は、概ね100世帯に1人を目標に設置することとするが、町内会、学区等の地域単位及び犯罪の発生状況、交通環境等を考慮するなど地域の実情に沿って設置するものとする。

3 推進員の推薦は学区防犯組合の推薦によるものとする。

(活動内容)

第3条 推進員は、地域の中にあつて、連合会と地域住民相互の連絡協調を図るための窓口及び自主防犯活動の中心として、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域安全活動の普及・促進
 - ア 地域住民に対する安全情報の伝達
 - イ 防犯座談会、防犯診断、防犯パトロール等安全活動への協力及び参加
 - ウ 自治会、防犯団体等が開催する会合への参加等地域安全活動の普及・促進
 - エ 防犯広報資料の掲示・配布
 - オ 少年非行防止、環境浄化、暴力排除、交通事故防止その他防犯上必要と認められる活動
 - カ 公安委員会が委嘱する地域安全推進指導員（以下「指導員」という。）との密接な連携
- (2) 警察及び連合会等関係機関への連絡
 - ア 各種事件、事故、災害の発生又は発生のおそれのある事象等の連絡
 - イ 地域住民の身近な安全相談に関する情報の連絡
 - ウ 犯罪の危険箇所、水難等の災害危険箇所の情報収集と連絡
 - エ 地域安全活動に対する要望等の把握と連絡
 - オ その他の地域の安全に関する住民の要望、意見等

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(身分証明書)

第5条 推進員は、その活動を行うに当たっては、推進員であることを示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する推進員であることを示す証明書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(推進員の標示)

第6条 推進員の自宅等には、別記様式第3号の標示板を掲げるものとする。

2 前項の規定の標示板は、人目につきやすい場所に掲げるものとする。

(地域安全推進員班長・副班長)

第7条 組合長の推薦を受けた者の中から地域安全推進員班長（以下「班長」という。）、地域安全推進員副班長（以下「副班長」という。）を委嘱することができる。

2 班長は、同一地域内の推進員の取りまとめ、副班長は、班長を補佐することを任務とする。

(連絡会議)

第8条 連合会は必要に応じて、連絡会議を開催するものとする。

(1) 会議は、会長、組合長、班長、副班長及び指導員をもって構成する。

(2) 会議の招集は会長が行う。

(3) 会議の議長は会長が当たる。

(4) 参与等へ出席を求める。

(解嘱)

第9条 会長は、推進員から辞職の申出があったとき又は推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

(1) 心身の故障その他の理由により活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(2) 活動上の範囲を逸脱し、又はその活動を怠ったとき。

(3) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 地域の情勢が変化したとき。

2 前項の解嘱に当たっては、別記様式第4号による解嘱状を交付して、これを行う。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用施行する。

この要綱は、平成21年5月16日から適用施行する。